

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要

1 改正理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 25 号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 93 号）の施行に伴い、選挙人名簿登録証明書の交付の対象となる船員の範囲の拡大、不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない指定船舶等に乗船中の船員の不在者投票の手續等について、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

（1）選挙人名簿登録証明書の交付の対象となる船員の範囲の拡大（令第 18 条関係）

指定船舶等に乗船中の船員が行う不在者投票の特例の対象に船員職業安定法や船員の雇用の促進に関する特別措置法に規定する予備船員とみなされる者や実習生が加えられたことに伴い、これらの者を選挙人名簿登録証明書の交付を申請できる船員に加える。

（2）船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶の範囲の拡大に伴う規定の整備（令第 59 条の 6 関係）

船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票の特例の対象となる船舶に指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものが加えられたことに伴う規定の整備を行う。

（3）不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の規定（令第 59 条の 6 の 2 関係）

不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものを、指定船舶等に乗る日本人船員が 2 人以下である場合における当該船員と規定する。

（4）不在者投票の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例の規定の整備（令第 59 条の 6 の 3・59 条の 6 の 4 関係）

（3）の船員が行う不在者投票の特例に関する手續を定める。

（5）その他所要の規定の整備

3 施行期日

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 25 号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 93 号）の施行の日（平成 29 年 4 月 10 日）